

新規・更新

本館・呉分館

一般・卒業生・退職者

申請日 20 年 月 日

図書館利用登録申請書 (兼誓約書)

広島国際大学図書館長 殿

私は、市民または卒業生の図書館利用にかかる趣旨等を理解のうえ、下記のとおり貴館の利用を申請します。また、連絡先等に変更があった場合はただちに報告いたします。

太線枠内のみ記入 (ボールペンで記入ください)

申請者 氏名	フリガナ	印	生年月日	
			西暦	年 月 日生
申請者 保護者 ※申請者が18歳未満の場合記入ください。	上記の者の利用において、図書館資料及び施設・設備に対し損害を与えた場合は、責任を負うことを誓約いたします。			
	署名 (保護者直筆)			
現住所	〒□□□□-□□□□			
連絡先電話番号	() -			
勤務先	勤務先電話番号 () -			
図書館利用の目的				
(学)常翔学園 卒業生の方 教職員退職者の方	卒業・退職	年度	学部 課	学科

なお、許可いただいた場合は、貴館の利用諸規則ならびに係員の指示・指導等を遵守することを誓約します。有効期限は申請年度の年度末 (3月31日) までです。引き続き図書館の利用を希望される場合は所定の更新手続きが必要です。

誓約日 20 年 月 日

【処理欄】

利用者 ID	受付番号			
	受付日			
備考				
許可判定日	館長	事務室長	係長	係
登録証手渡日	結果通知書発送日			

広島国際大学図書館一般利用者データベース利用（ウォークインユーザー）規約

（目的）

本規約は、広島国際大学図書館（以下、「広国大図書館」という。）が契約するデータベースの利用に当たって、留意すべき事項および遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（定義）

広国大図書館が契約するデータベースにアクセスするための機能を合わせて、データベースと呼ぶ。また、一般利用者が本データベースを利用することをウォークインユーザーとする。

（利用者）

一般利用者は、図書館利用登録申請を行い、登録許可となった場合に、広国大図書館のデータベースをウォークインユーザーとして、利用することができる。

（利用者の義務）

一般利用者は、データベースの利用に当たり、以下の義務を負うものとする。

- （１） データベース利用のアクセスについては、学内関係者を優先するものとする。
- （２） 本規約を遵守すること。
- （３） データベースを利用する利用者環境における外部記憶装置使用にかかるマルウェア対策等の安全管理策について、利用者自身で実施すること。

（データベースの提供条件）

設備の保守、障害、災害、第三者の故意・過失等の事情により、事前の通告なく、データベースの一般利用者提供を中断することがある。データベースの提供中断により一般利用者に生じた、いかなる損害の賠償義務を負わないものとする。

（禁止事項）

一般利用者は、データベースを利用した活動に当たり、以下の行為をしてはならない。違反行為が行われた場合には、広国大図書館の判断により、事前の通告なしに、データベース利用の取消が行われることがある。

- （１） 直接に営利を目的としてデータベースを利用する行為。
- （２） データベースの運営を妨害する行為。
- （３） データベースを第三者に提供する行為。
- （４） 法令や公序良俗に反する行為。
- （５） その他、広国大図書館が不相当と認める行為。

（利用の取消）

一般利用者が本規約に違反した場合、広国大図書館は一般利用者に対し、事前の通告なしに、データベースの利用の承認を取り消すことができる。

（利用活動における損害と補償責任）

一般利用者は、故意又は重大な過失によりデータベースに損害を与えた場合には、広国大図書館に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

（責任の制限）

広国大図書館は、一般利用者がデータベース利用により生じた損害について、本規約に特別の規定がある場合を除き、いかなる責任も負わない。

（疑義の解決）

本規約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、関係者間で協議し、誠意をもって解決するものとする。

以 上

誓約日 20 年 月 日 氏名 印